

連絡先	
課係名	清掃事業課
電話番号	53-4470

1. 発表事項 松阪市ごみ拾いボランティア用ごみ袋の無料配布

2. 目的 個人や家族や各種団体等が市内の公共の場所で行うごみ拾いボランティア活動を支援するために、ごみ袋を無料で交付することで、市内の環境美化とボランティア活動の広がり機運の醸成を図ることを目的に実施します。

3. 日時 令和4年7月1日から実施

4. 配布要領

個人、家族や団体が公共の場所でのごみ拾いの際に住民自治協議会事務所にて、1回の活動で参加者1名につき、原則として可燃用1枚・不燃用1枚を案内チラシとともに配布します。

その際、住民自治協議会事務所に備え付けの受付簿に必要事項を記入していただきます。

○配布場所 43住民自治協議会事務所
松阪市環境課、各地区振興局、清掃事業課、清掃施設課 (計50か所)

○配布枚数 1回のごみ拾いボランティアにつき、参加者1名に対し、原則として可燃用1枚・不燃用1枚を配布する。ただし、1名につき年間12枚を上限とする。

○配布条件 公共の場所で、自主的かつ主体的に、無償で行う清掃活動をいう。

5. 主催者等

主催 松阪市

協力 住民自治協議会

6. ごみ袋の無料配布の対象となるもの、ならないもの
 - 対象となる
 - ・道路、通学路、河川、池沼などの公共の場所の清掃や環境美化活動で出たごみ
(プラ容器、ペットボトル等の可燃物、あき缶、ビン等の不燃物)
 - 対象とならないもの
 - ・家庭で出たごみ
 - ・会社等の清掃奉仕活動で出たごみ
 - ・イベントやまつり等で出たごみ
 - ・市で主催する(予算化した)清掃活動で出たごみ

7. その他 ○ホームページ等で事前に周知をします。